

南海トラフ巨大地震対策啓発業務 仕様書

1 業務名

南海トラフ巨大地震対策啓発業務

2 目的

南海トラフ巨大地震による被害の最小化を図るためには、県民一人ひとりの防災意識向上、事前の備え、発災時の迅速な避難行動等が重要であることから、新たな地震・津波被害想定の結果を周知するとともに、県民一人ひとりが適切な防災対策を講じることができるような動画を作成・配信し、啓発を行う。

3 業務委託期間

契約締結の日から令和 8 年 3 月 23 日（月）まで

4 企画提案の内容

以下の内容について、県民に分かりやすく伝わるよう、効果的な啓発の提案を求める。

- ・ 徳島県南海トラフ巨大地震被害想定（年度内公表予定）
- ・ 徳島県津波浸水想定（令和 7 年 9 月 12 日公表）
- ・ 自助・共助の取組

避難経路や避難場所の確認

避難訓練の実施

発災時の迅速な避難行動

住宅の耐震化や家具の転倒対策

感震ブレーカーの設置 など

（１） 必須提案業務

ア 啓発動画の企画・制作等

受託者は、県から委託されて実施する本業務に関し、動画制作に係る企画構成、取材、撮影、編集等一切の業務を行う。

（ア） 動画

- ・ 上記に掲げる内容を満たす啓発動画を作成する。作成本数は、30 秒程度及び 5 分程度の計 2 本とする。

（イ） 編集

- ・ 撮影時に必要な人物の手配に関しては、被写体も含め受託者が行うものとする。この場合において、受託者は県の意向を踏まえた上で手配するものとする。
- ・ 撮影に際し、使用料、出演料等の費用が発生した場合は、受託者の負担とする。
- ・ 撮影した動画の加工、編集、音楽・音声・ナレーションの付加、テロップ等の付加等の編集作業を行うこと。
- ・ 完成までに 3 回程度、内容確認及び修正指示の機会を設けること。

（ウ） その他

- ・動画撮影や編集に必要なカメラ、マイク、PC、編集ソフト等の機材及び効果音等の素材は、必要に応じて、受託者において用意すること。
- ・効果音、音楽、ナレーション等、動画編集において使用する素材について、動画内での使用や配信において、権利上の問題の無い素材を使用すること。
- ・動画撮影にあたっては、肖像権等の権利義務の保護について必要な措置を講じること。

イ SNS等による啓発の実施

「4 企画提案の内容（１）」で作成する動画をSNSや大型LEDビジョン等で発信し、啓発を実施する。なお、提案にあたっては次の内容を記載した具体的な提案とする。

- （ア） 具体的な実施手法
- （イ） 実施規模や期間
- （ウ） 費用
- （エ） 想定する効果
- （オ） その他追記する内容

【参考：県が想定する業務の例示】

YouTube での広告動画配信、県内の大型LEDビジョンでの配信、ケーブルテレビ徳島での放送

（２）独自提案業務

「4 企画提案の内容（１）ア及びイ」に記載する業務のほか、本事業効果を高められる効率的な業務内容があれば企画提案すること。提案業務数については、「募集要項」に記載する予算額内において、制限はない。なお、提案にあたっては次の内容を記載した具体的な提案とする。

- ア 具体的な実施手法
- イ 実施規模や期間
- ウ 費用
- エ 想定する効果
- オ その他追記する内容

5 成果報告

事業終了後、令和8年3月23日（月）までに、以下の成果品の電子データ等を提出すること。

- ア 動画
 - ・汎用DVDプレーヤーで再生可能なDVD-VIDEO形式
 - ・PC等で再生可能なMP4及びMOV形式
- イ 業務で実施した結果報告・効果検証レポート
- ウ 業務で作成した全ての写真、イラスト素材等の電子データ(jpg、png、psd、ai、mp4等)
- エ その他業務に関して作成した全ての資料

6 成果品の提出先

徳島県 危機管理部 防災対策推進課 事前復興担当

〒770-8570 徳島県徳島市万代町1丁目1番地

電子メール：bousaitaisakusuishinka@pref.tokushima.lg.jp

7 留意事項

- (1) 受託者は、本業務の実施に当たり、本仕様書に定める事項を確実に行うものとする。
- (2) 受託者は、本業務実施に当たり、業務全体に責任を有し、かつ、同種又は類似業務の経験を有する者を配置するものとし、契約の締結以降業務完了まで交替しないことを原則とする。
- (3) 受託者は、契約締結後速やかに本業務全体のスケジュールを作成し、委託者の承認を得ること。また、業務実施に当たっては、県と協議の上で行うこととし、作業の進捗状況について随時、報告すること。
- (4) 受託者は、本業務の中で使用する映像、画像、技術等において、既に他者が有する著作権、第三者の肖像権等に対する必要な全ての権利処理は受託者において行うこととし、これらに必要な費用は受託者の負担とする。
- (5) 本業務を行うに当たっての再委託については、次のとおりとすること。
 - ア 受託者は、本業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、県が書面によりあらかじめ承諾した時は、その限りではない。
 - イ 県により再委託が承諾されたときは、受託者は再委託先に対して本委託業務に係る一切の義務を遵守させるものとする。
- (6) 成果物の引き渡し後1年の間に、成果物に瑕疵がある場合は、委託者と協議の上、修正等必要な措置を無償で講ずること。
- (7) 委託者は可能な範囲で本業務の実施に必要な資料を受託者に提供するものとする。
- (8) 委託者は、成果物が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物に該当する場合には、当該著作物に係る受注者の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引渡し時に県に無償で譲渡するものとする。
- (9) 関係法令を遵守し業務に当たること。
- (10) この仕様書に定める事項及び定めのない事項に疑義が生じた場合は、遅延なく県と協議を行うものとする。

8 その他

- (1) 完成した全ての著作権（著作権法第21条から第28条までの権利を含む）は、県にあるものとし（県へ無償で譲渡、以降県に帰属）、インターネット等での公開もできるものとする。
- (2) 受託者は本業務の成果物について、県並びに県より正当に権利を取得した第三者及び当該第三者から権利を継承したものに対し、著作権法第21条から第28条までの権利及び著作権者人格権（公表権、氏名表示権及び同一性保持権）を行使できないこととする。
- (3) 本業務に関連し、知り得た秘密は他人に漏らさないこと。
- (4) 本業務を行うに当たり必要と思われる資料及びデータの提供は、県が妥当と判断する範囲内で行う。